

＜基本方針6＞

豊かな生物多様性を保全する

[現状と課題]

本市は、原生的な森林や清らかで変化に富んだ河川など多様な自然環境を有しており、それぞれの環境に適応した多様な生物が生息・生育し、国や埼玉県のリッドデータブック*などに掲載されている貴重な種もみられます。しかし、近年では、在来生物の減少や外来生物による生態系*への影響が懸念されており、対策が求められています。

本市においても、市内に生息・生育している生物の調査を実施しているほか、特定外来生物*の駆除を進めています。また、はなのう市民環境会議が中心となり、市民・事業者・市の協働により天覧入谷津田周辺の保全・再生を進め、多様な生物が生息・生育できる環境の保全と創出を図っています。

今後も、生物とそれらを取り巻く自然環境を保全していくことが求められています。

[施策の考え方]

本市の豊かな生物多様性*を保全していくため、生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、市民・事業者との協働による生物の生息・生育空間の保全・創出を推進します。

また、在来生物の生息・生育環境を脅かす特定外来生物への対策を進めます。

【基本施策】

1 生物多様性の保全と回復

【用語解説】

レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況などを明らかにするために編集・発行したもの。
特定外来生物	外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された生物。アライグマやコクチバス、オオキンケイギクなどが指定されている。

1 生物多様性の保全と回復

- 動植物の生息・生育状況に関する情報収集を行い、生態系*の保全と回復を図ります。
- 生物多様性*に関する環境学習や普及啓発活動を推進します。
- 生物の生息・生育空間の保全を図るため、生態系に配慮した多自然型工法*の採用を検討します。
- 地域特有の生態系を保全するため、特定外来生物*の対策を推進します。

市の取組

1 生物多様性の保全と回復

番号	取組内容	所管課
2-6-1-①	動植物の生息・生育状況調査の実施	【環境緑水課】 【生涯学習課】
2-6-1-②	貴重な動植物、自然林*の保護の推進	【環境緑水課】 【生涯学習課】
2-6-1-③	生物多様性に関する情報発信	【環境緑水課】
2-6-1-④	学校におけるビオトープ*の活用	【学校教育課】
2-6-1-⑤	公共事業における多自然型工法の採用の推進	【農林課】 【道路建設課】
2-6-1-⑥	特定外来生物の駆除	【農林課】 【環境緑水課】

市民の取組例

- 生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加します。
- 貴重な動植物の捕獲や採取はしません。
- 地域の動植物を大切にします。
- 地域の生態系を乱さないように外来生物の取扱いに十分注意します。

事業者の取組例

- 生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加します。
- 開発等を行う際には、緑地の確保や、生物の生息・生育環境の保全・創造に十分配慮します。

【用語解説】

多自然型工法 植物・動物などの様々な生態の保全・創出に配慮した工法のこと。瀬や淵など変化のある水際環境の創出や覆土による植生の維持などがある。

自然林 森林の造成や保育にほとんど人の手が加わらず、天然に成立した森林。

ビオトープ ドイツ語の「Bio（生物）」と「Tope（場所）」を合成した言葉で、生物の生息空間を意味する。

環境目標3：快適で健やかな生活ができるまち

<基本方針7>

健やかな生活を守る

[現状と課題]

市では、大気や水質、騒音・振動について毎年調査を行っていますが、光化学オキシダント*や騒音などは、一部では環境基準*を超過する状況も見られるため、引き続き監視が必要です。

また、新たな課題として、平成23年3月11日の東日本大震災の影響による原子力発電所の事故に伴い、拡散した放射性物質による環境汚染*について、市民の安全・安心を確保するための対応が求められています。

[施策の考え方]

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、市民生活に重大な影響を及ぼす公害について、継続的に監視を行い、発生の抑止を図ります。また、近年、相談の多い生活型の野焼き、近隣騒音への対策を実施し、市民誰もが快適で健やかな生活を送ることができるよう生活環境の保全・創造を推進します。

原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染について、適切な測定を継続するとともに、その結果を随時公表し、市民の安全・安心を確保するための取組を推進します。

【基本施策】

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 大気環境の保全 | 2 水質及び土壌の汚染防止 |
| 3 騒音、振動、悪臭の防止 | 4 放射性物質による環境汚染への対応 |

1 大気環境の保全

- ・大気環境調査を実施し、環境状況を把握します。
- ・野外焼却禁止の啓発・指導を行います。
- ・事業活動に伴う大気汚染防止の指導を行います。
- ・アイドリングストップ*の啓発・指導を行います。

2 水質及び土壌の汚染防止

- ・水質及び土壌の調査を実施し、環境状況を把握します。
- ・事業活動に伴う適正な排水処理に関する指導を行います。
- ・有害物質等に関する情報を収集し、提供します。

3 騒音、振動、悪臭の防止

- ・騒音・振動調査を実施し、環境状況を把握します。
- ・事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の防止に関する指導を行います。
- ・近隣騒音防止の啓発を行います。

4 放射性物質による環境汚染への対応

- ・公共施設の空間放射線量を測定します。
- ・食品・水道水中の放射性物質の検査を行います。
- ・公共施設から発生する灰及び汚泥の放射性物質の検査を行います。
- ・放射性物質による環境汚染に関する情報提供を行います。

市の取組

1 大気環境の保全

番号	取組内容	所管課
3-7-1-①	大気環境調査の実施	【環境緑水課】
3-7-1-②	野外焼却禁止の啓発・指導	【環境緑水課】
3-7-1-③	事業活動に伴う大気汚染防止の指導	【環境緑水課】
3-7-1-④	アイドリングストップ*の啓発・指導	【環境緑水課】

2 水質及び土壌の汚染防止

番号	取組内容	所管課
3-7-2-①	水質及び土壌の環境調査の実施	【環境緑水課】
3-7-2-②	河川の水質や生物調査の実施	【環境緑水課】
3-7-2-③	事業活動に伴う適正な排水処理に関する指導	【環境緑水課】
3-7-2-④	有害物質等に関する情報の収集及び提供	【環境緑水課】

3 騒音、振動、悪臭の防止

番号	取組内容	所管課
3-7-3-①	騒音・振動等の調査の実施	【環境緑水課】
3-7-3-②	事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の防止に関する指導	【環境緑水課】
3-7-3-③	近隣騒音防止の啓発	【環境緑水課】

4 放射性物質による環境汚染への対応

番号	取組内容	所管課
3-7-4-①	校庭、道路などの公共施設の空間放射線量の測定	【商工観光課】 【地区行政センター管理課】 【農林課】 【環境緑水課】 【クリーンセンター】 【障害者福祉課】 【子ども家庭課】 【建設管理課】 【都市計画課】 【教育総務課】 【学校教育課】
3-7-4-②	食品・水道水中の放射性物質の検査の実施	【農林課】 【環境緑水課】 【子ども家庭課】 【学校教育課】 【水道工務課】
3-7-4-③	ごみ処理施設、し尿処理施設、下水処理場、浄水場から発生する灰及び汚泥の放射性物質の検査の実施	【クリーンセンター】 【下水道課】 【水道工務課】
3-7-4-④	放射性物質による環境汚染に関する情報等の提供	【農林課】 【環境緑水課】 【クリーンセンター】 【下水道課】 【水道工務課】

市民の取組例

- 構造基準等を満たさない焼却炉は使いません。
- 家庭ごみなどの野焼きはしません。
- 楽器、音響機器などを使用する際は、近隣騒音とならないように心がけます。

事業者の取組例

- 排水や排煙する場合は、法規制を遵守します。
- 工場排水規制基準を守るだけでなく、水質への負荷をできるだけ小さくするように努めます。
- 環境への負荷が少ない製品や資材の調達に努めます。
- 汚染物質は適正に管理・処理します。
- 化学物質等の情報について、リスクコミュニケーション*を実施します。



【用語解説】

リスクコミュニケーション 化学物質などのリスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。

＜基本方針 8＞

快適な生活空間をつくる

〔現状と課題〕

本市には豊かな緑のほか、歴史文化資源を含めた良好な景観が数多くあり、飯能市都市計画マスタープランに基づき、景観に配慮したまちづくりを進めています。また、公園や緑地の整備、道路等の緑化を進めており、人々に憩いの場を提供しています。

一方で、不法投棄、ごみのポイ捨て、飯能河原周辺でのごみの置き去り、犬・猫などのペットの飼い方のマナーなどの問題もみられます。これらの対策として、飯能河原でのごみの有料引取り、飯能市環境保全条例における「空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止」、「愛がん動物の管理等」により、ごみのポイ捨て防止や犬・猫などの飼い方についてのマナーアップキャンペーンなどの啓発を行っています。また、空き地の雑草の繁茂などにより周辺環境を損なうことのないように、所有者に適正な管理を指導しています。

誰もが快適に感じる生活空間をつくるため、良好な景観を保全・創造するとともに、美しいまちづくりが求められています。

〔施策の考え方〕

条例等に基づき、良好な景観を保全するとともに、公園や緑地の整備、道路等の緑化を推進します。また、環境との調和を図りながら、ハイキングコース、遊歩道等の整備を進めるとともに、快適な歩行空間づくりを進めます。

不法投棄やごみのポイ捨て、犬・猫などのペットの飼い方のマナーなどの問題については、監視やパトロールの強化、団体との連携による対策を進めます。

また、空き地等の適正な管理について、指導・啓発を行います。

さらに、市民が安全・安心な生活を送ることができるように、災害対策を推進します。

【基本施策】

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 景観の保全と創造 | 2 公園・緑地の整備とみちづくりの推進 |
| 3 災害対策の推進 | 4 不法投棄防止対策の推進 |
| 5 まちの美化の推進 | |

1 景観の保全と創造

- 景観計画*の策定等による緑地の確保や景観への配慮を行うとともに、違法広告物などを防ぐ環境づくりを進めます。
- 公共施設の整備・改修にあたっては、周囲の景観に配慮するとともに、西川材の利用を推進し、森林文化都市にふさわしい景観形成を進めます。
- 巨木や歴史文化資源の保全、花や緑の豊かなまちづくりを進め、良好な景観の保全・活用を図ります。
- 地区計画や建築協定など市民の自主的ルールづくりを推進し、地域特性にあった景観整備を進めます。
- 環境保全条例に基づき、自然環境や生活環境に支障のある土砂の埋め立て行為を防止します。
- 手入れの遅れた森林の整備を進めるとともに、日照改善対策の研究を行います。

2 公園・緑地の整備とみちづくりの推進

- 市民の憩いと交流の場である公園や散策路などの整備を進めます。
- 市街地に残された緑を保全するとともに、公共空間や宅地などの緑化を進めます。
- 歩行者の安全を確保するため、誰もが安心して歩ける歩行空間の整備を推進します。

3 災害対策の推進

- 災害から市民の生活を守るため、危険箇所の巡視や災害を未然に防ぐための対策を実施します。
- 一人ひとりが災害時に的確に対応できるよう、災害に関する情報を提供するとともに、自主防災組織との連携を図ります。
- 大雨による災害を防止するため、雨水浸透施設*の整備などにより、雨水の地下浸透を促進します。
- 適正に管理されていない空き家に対応し、対策を研究します。

4 不法投棄防止対策の推進

- 不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄物の早期発見・撤去に努めます。
- 関係機関と連携し、不法投棄を防ぐ環境づくりを進めます。

5 まちの美化の推進

- 空き缶や吸い殻などの散乱の防止、空き地等の適正管理や愛がん動物の管理に関する啓発を行い、美しいまちづくりを進めます。
- 美化活動に関わる団体等を支援し、美化・清掃活動を促進します。
- 飯能河原などの観光ごみの対策を進めます。

【用語解説】

景観計画	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画で、景観計画の区域、行為の制限に関する事項、景観上重要な建造物等の指定の方針等を定めることとされている。
雨水浸透施設	雨水を地中に染み込ませやすくするための施設。雨水を集めて地下に浸透させる「雨水浸透ます」や、路面に降った雨水を地下に浸透させる「透水性舗装」などがある。

市の取組

1 景観の保全と創造

番号	取組内容	所管課
3-8-1-①	開発指導要綱等に基づく緑地の確保、景観への配慮についての指導	【都市計画課】
3-8-1-②	景観計画*の策定の検討	【市街地活性化推進課】 【建築課】
3-8-1-③	県条例に基づく捨て看板や違法広告物などに対する指導、撤去	【建設管理課】 【建築課】
3-8-1-④	公共施設の整備・改修における景観への配慮	【商工観光課】 【建築課】 【関係各課】
3-8-1-⑤	遊歩道の案内板、ベンチなどにおける西川材の活用	【商工観光課】 【農林課】
3-8-1-⑥	森林文化都市にふさわしい、地域の景観と調和した道路構造物のデザインの検討	【主要道路整備推進課】 【道路建設課】
3-8-1-⑦	レンゲソウやコスモス、そば等による農村の景観づくりの推進	【農林課】
3-8-1-⑧	山野草の自生地、桜並木、広葉樹林などの景観の保全と活用	【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】
3-8-1-⑨	指定文化財となっている巨木などの保全	【生涯学習課】
3-8-1-⑩	文化財めぐりなど文化財普及事業の実施	【生涯学習課】
3-8-1-⑪	地域にある歴史文化資源の掘り起こしとそれを生かした景観の保全・活用	【郷土館】
3-8-1-⑫	美しい住宅地の形成に向けた地区計画や建築協定、緑地協定*制度の活用の検討	【建築課】 【都市計画課】
3-8-1-⑬	自然環境や生活環境に支障のある土砂の埋め立て行為の防止	【環境緑水課】
3-8-1-⑭	山間地域の日照改善のための研究	【農林課】 【環境緑水課】

【用語解説】

緑地協定 都市緑地法に基づき、地区住民等が街の良好な環境を確保するために緑地の保全や緑化に関して結ぶ協定のこと。

2 公園・緑地の整備とみちづくりの推進

番号	取組内容	所管課
3-8-2-①	公園整備の推進	【都市計画課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-②	公園や緑地などにおける緑の適正な維持管理の実施	【子ども家庭課】 【都市計画課】
3-8-2-③	ボランティア活動による公園、緑地の維持管理の支援	【商工観光課】 【都市計画課】
3-8-2-④	ハイキングコースや散策路の整備・活用	【商工観光課】
3-8-2-⑤	案内板などの有効活用	【商工観光課】 【都市計画課】
3-8-2-⑥	公園や散策路のトイレや休憩所などの整備	【商工観光課】 【都市計画課】
3-8-2-⑦	苗木の配布による緑化の支援	【農林課】
3-8-2-⑧	住宅地などの生け垣等の設置の促進	【建築課】 【都市計画課】
3-8-2-⑨	街路樹の植栽や花いっぱい運動等による道路等の緑化の推進	【道路建設課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-⑩	道路等における放置自転車対策の推進	【生活安全課】 【建設管理課】
3-8-2-⑪	交通事故防止やマナー向上のための交通安全教育の充実	【生活安全課】
3-8-2-⑫	ポケットパーク*等の整備の推進	【道路建設課】 【主要道路整備推進課】 【都市計画課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-⑬	歩道や道路照明灯の整備	【生活安全課】 【商工観光課】 【主要道路整備推進課】 【道路建設課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-⑭	道路上にある電柱等の民地建柱の促進	【建設管理課】

【用語解説】

ポケットパーク 道路わきや街区内の空き地などの小さなスペースの中に、潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。

3 災害対策の推進

番号	取組内容	所管課
3-8-3-①	危険箇所の巡視や災害を未然に防ぐための対策の実施	【危機管理室】 【農林課】 【建設管理課】 【道路建設課】
3-8-3-②	危険箇所や自然災害時の対応、自然災害対策などに関する情報提供や啓発の実施	【危機管理室】
3-8-3-③	自主防災組織との連携	【危機管理室】 【各地区行政センター】
3-8-3-④	透水性舗装など雨水浸透施設*の普及	【主要道路整備推進課】 【道路建設課】 【土地区画整理事務所】
3-8-3-⑤	宅地内の緑化や土壌面を利用した雨水地下浸透の推進	【建築課】 【都市計画課】 【土地区画整理事務所】
3-8-3-⑥	空き家対策の研究	【危機管理室】 【生活安全課】 【建築課】

4 不法投棄防止対策の推進

番号	取組内容	所管課
3-8-4-①	不法投棄パトロールなどによる監視の実施	【農林課】 【環境緑水課】 【廃棄物対策課】 【建設管理課】 【道路建設課】
3-8-4-②	関係機関との連携による山間部、河川等への不法投棄の防止	【廃棄物対策課】

5 まちの美化の推進

番号	取組内容	所管課
3-8-5-①	ごみのポイ捨て防止のマナーの向上及び意識啓発の推進	【環境緑水課】 【廃棄物対策課】
3-8-5-②	空き地等の適正な管理についての指導・啓発	【環境緑水課】
3-8-5-③	犬・猫などのペットの飼い方やマナーに関する啓発	【環境緑水課】 【保健センター】

番号	取組内容	所管課
3-8-5-④	市民清掃デーなど、美化活動の支援	【商工観光課】 【環境緑水課】 【クリーンセンター】
3-8-5-⑤	道路・公園の美化活動に関わる団体の支援	【道路建設課】 【都市計画課】
3-8-5-⑥	観光ごみの持ち帰り運動の継続	【商工観光課】
3-8-5-⑦	飯能河原のごみのポイ捨てに対応するためのごみの有料引取りの支援継続	【商工観光課】

市民の取組例

- 地域の街並みや景観の保全活動に参加します。
- 市や地域の緑化イベント等に協力します。
- 庭木や生け垣、プランターなどにより、宅地の緑化に努めます。
- 快適な生活環境を守るため、所有地の適正管理を行います。
- 不法投棄など環境を悪化させる行為を監視します。
- 地域の清掃活動に進んで参加します。
- 空き缶やたばこの吸殻など、ごみのポイ捨てはしません。
- 犬・猫等のペットはマナーを守って飼います。
- 交通ルールやマナーを守ります。

事業者の取組例

- 景観に配慮した看板や建物にします。
- 市や地域の緑化に協力します。
- 事業所の敷地や庭などへ植栽を行う際は、地域の特性に配慮した樹種を選択します。
- 快適な生活環境を守るため、所有地の適正管理を行います。
- 不法投棄など環境を悪化させる行為を監視します。
- 地域の清掃活動に進んで参加します。
- ごみのポイ捨て防止などを徹底します。

環境目標4：みんなで学び協働するまち

<基本方針9>

学び・発見し・伝える

[現状と課題]

本市は、関東平野と秩父山地が接する場所に位置し、市街地周辺の丘陵地から山地までの多様な森林環境や、源流域から中流域までの河川環境を有しており、これらの地域特性を生かした、エコツーリズム*事業を市民と協働で推進しています。平成16年に環境省が進めるエコツーリズム推進モデル地区に指定されてから、地元住民やNPO*等による生物観察などの自然体験や森林管理体験、環境保全体験、農林業体験など地域資源を生かした様々なエコツアーが実施されています。この事業を通じて、市の自然資源の魅力やその重要性を発信するとともに、自然と共存する美しい地域づくりを進め、住民の地域に対する誇りと愛着を育むことで地域の活性化を図り、環境教育の場としても活用しています。

また、環境教育・環境学習については、学校や団体、市が開催する自然観察会や講座、環境保全活動などを推進するとともに、小中学校においては、豊かな森林資源を生かし、学習林を活用した授業を取り入れています。

一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境問題の解決に向け主体的に行動できるよう、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境に関する情報の収集と発信の充実が求められています。

[施策の考え方]

学校における環境教育への支援を引き続き実施するとともに、子どもから大人、家庭から地域へと広がりのある環境教育・環境学習を推進します。また、環境に関する情報の発信を充実し、環境意識の高揚を図ります。

エコツーリズム事業については、魅力ある質の高いツアープログラムを企画・実施するとともに、情報発信を強化することでツアー参加者の拡大を図り、自然環境の保全・再生、文化の継承を推進します。

【基本施策】

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 環境教育・環境学習の推進 | 2 環境情報の収集・発信の充実 |
| 3 エコツーリズムの推進 | |

【用語解説】

NPO Non Profit Organizationの略称で、民間非営利団体を意味する。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

1 環境教育・環境学習の推進

- 小中学校における環境教育について、各校の特色を生かした環境教育の充実を図ります。
- 環境に関する講座やイベントなどの開催により、環境に関する学習の場や機会を提供し、環境意識の高揚を図ります。
- 農林業体験や自然観察会などを実施し、自然とふれあう場や自然を生かした体験の場を提供します。

2 環境情報の収集・発信の充実

- 市の広報紙やインターネットなど多様な手段を活用し、市の取組や環境に関する情報を発信します。
- 市民と協働し、市内の魅力ある森林や清流などの自然に関する情報を発信します。

3 エコツーリズムの推進

- 自然環境の保全・再生、文化の継承を推進するため、魅力ある質の高いツアープログラムを企画・実施します。
- エコツアー実施者やエコツアーガイドなど、エコツーリズム*に関わる人材の輪を広げ、支援します。
- 市内外に積極的に情報発信し、エコツアーの参加者を増やします。

市の取組

1 環境教育・環境学習の推進

番号	取組内容	所管課
4-9-1-①	学校における環境教育の充実	【学校教育課】
4-9-1-②	学習林活用教育の推進	【農林課】 【学校教育課】
4-9-1-③	学校やこどもエコクラブ*等の環境学習の支援	【環境緑水課】
4-9-1-④	環境への理解を深めるための講座等の開催	【環境緑水課】 【生涯学習課】 【各公民館】

【用語解説】

こどもエコクラブ 幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。地域の中で環境に関する学習や活動を自主的に行う。

番号	取組内容	所管課
4-9-1-⑤	ごみ処理施設等の見学会やイベント開催による環境問題に関する意識啓発の推進	【環境緑水課】 【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】 【下水道課】
4-9-1-⑥	農林業体験や自然観察会の実施	【農林課】 【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】
4-9-1-⑦	公園、身近な里山、遊休農地、河川などの自然を生かした体験の場の提供	【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】 【子ども家庭課】 【都市計画課】

2 環境情報の収集・発信の充実

番号	取組内容	所管課
4-9-2-①	環境の現状や市の取組などの公表	【環境緑水課】
4-9-2-②	市の広報紙やホームページなどへの環境に関する情報の掲載	【環境緑水課】
4-9-2-③	市内の良好な自然に関する情報の発信	【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】
4-9-2-④	下流地域を含めた広域的な地域への森林や清流に関する情報の提供	【農林課】 【環境緑水課】

3 エコツーリズムの推進

番号	取組内容	所管課
4-9-3-①	魅力ある質の高いエコツアーの企画・実施	【エコツーリズム推進室】
4-9-3-②	エコツーリズム*に関わる市民との協働の推進	【エコツーリズム推進室】
4-9-3-③	「エコツーリズムのまち・飯能」の情報発信の強化	【エコツーリズム推進室】

市民の取組例

- 環境に関心を持ち、環境問題について考えます。
- 環境問題を考えるセミナーなどに進んで参加します。
- 次の世代に環境の大切さを伝えます。
- 自然観察会などに参加し、自然についての知識や理解を深めます。
- エコツアーに参加、又はエコツアーを実施するなどし、環境についての知識や理解を深めます。

事業者の取組例

- 環境教育の場や体験学習の場などの機会を提供します。
- 事業所内において環境教育を行い、環境に対する意識を高めます。
- 環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、事業活動に生かします。



小学生の環境学習（田植え）



エコツアー（干し柿づくり）

＜基本方針 10＞

みんなで参加し協働する

[現状と課題]

環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の主体的・積極的な取組が不可欠となります。これらの取組をより効果的に進めるためには、各主体が相互に連携・協働を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

本市では、環境保全に取り組む市民や事業者、ボランティアグループ等の活動を支援するとともに、はんのう市民環境会議を中心に市民・事業者・市の協働による取組を推進しています。また、所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市で構成する「埼玉県西部地域まちづくり協議会」において、環境に関する施策を協働で進めています。

[施策の考え方]

市民・事業者の環境保全活動への参加拡大を図るとともに、各主体が相互に連携・協力し、一人ひとりの環境保全への取組を地域全体に広げていく仕組みづくりを進めます。

また、広域的な連携を充実させ、環境に関する情報を近隣市町などと共有し、環境保全に取り組めます。

【基本施策】

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 市民・事業者の参加と協働の推進 | 2 広域的な連携の推進 |
|-------------------|-------------|

1 市民・事業者の参加と協働の推進

- ・環境保全に取り組む市民・事業者・団体等のボランティア活動を支援します。
- ・はんのう市民環境会議との協働を推進し、市民・事業者との連携を進めます。
- ・地区別まちづくり計画や山間地域振興計画などに基づいた魅力ある地域づくりを推進します。

2 広域的な連携の推進

- ・環境問題の解決に向け、近隣市町と環境に関する情報を共有し、連携を充実させます。
- ・清流や森林を保全するため、都市住民と山村との交流を促進し、広域的な連携を図ります。

市の取組

1 市民・事業者の参加と協働の推進

番号	取組内容	所管課
4-10-1-①	環境保全に取り組む市民・事業者・団体等のボランティア活動の支援	【市民参加推進課】 【各地区行政センター】 【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】 【子ども家庭課】 【道路建設課】 【都市計画課】
4-10-1-②	事業者による環境配慮活動の促進	【環境緑水課】
4-10-1-③	市民の研究グループやリーダーの育成の推進	【環境緑水課】
4-10-1-④	はんのう市民環境会議との協働の推進	【環境緑水課】
4-10-1-⑤	地区別まちづくり計画による連携の仕組みづくりの推進	【市民参加推進課】
4-10-1-⑥	地区別まちづくり推進委員会の活動の支援	【市民参加推進課】 【各地区行政センター】
4-10-1-⑦	山間地域振興計画に基づいた、魅力ある地域づくりの促進	【政策企画課】 【各地区行政センター】

2 広域的な連携の推進

番号	取組内容	所管課
4-10-2-①	近隣自治体との環境に関する情報交換の実施	【環境緑水課】
4-10-2-②	清流保全や森林保全についての広域的なPR及び各種保全活動への参加等の呼びかけの実施	【農林課】 【環境緑水課】
4-10-2-③	森づくりにおける都市住民と山村との交流の促進	【農林課】

市民の取組例

- 市や事業者と連携し、環境保全活動に取り組みます。
- 市やはんとう市民環境会議等の団体が実施する環境保全活動に参加します。
- 自分が実践している環境のための取組を周囲の人に伝え、広げます。

事業者の取組例

- 市民や団体、市と協働して環境保全活動に取り組みます。
- 事業者同士のネットワークをつくり、環境のための取組を広げます。



里山再生活動



まちなか清掃活動